

議会基本条例（案）の市民への公表について（案）

議会改革協議会における検討の結果、取りまとめられている「千葉市議会基本条例」（案）を市民に公表する。

1 公表の概要

（1）公表の実施

① 公表資料

- ・「公表資料」（資料 2-2）
- ・「千葉市議会基本条例」（案）

② 案の公表場所

議会ホームページ（ツイッター、フェイスブック）、市政情報室、議会事務局調査課

③ 公表期間

（平成 29 年 1 月 10 日（火）～ 2 月 9 日（木））（1 か月間）

④ 問い合わせ

調査課の連絡先を表示

（2）議会改革協議会への報告

質問・感想などがあった場合は、その概要を議会改革協議会へ報告する。

※ 記者発表（資料配布）は、条例案の議決後に実施する。